

平成31年度事業計画

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

基本計画

鳥取県は、全国の中でも少子高齢化の進行が速く、労働力の減少が続いていくことから、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することが益々重要となっている。

県内の景気は緩やかな回復基調にあり、有効求人倍率が昨年4月以降1.6倍を超える値で推移していることから、高齢者の就労促進は地域経済を支えるため喫緊の課題といえる。

また、地域においては、高齢者一人暮らし世帯への支援、子育て支援、介護予防への取組、空き家の適切な維持管理等への対応などこれまで以上の需要が見込まれる。

このような、社会・経済状況は、これまで実績を重ねてきたシルバー人材センター（以下「センター」という。）への期待が高まると同時に、それに応えていくことが地域との信頼関係が深まり地域での存在感が増し、会員の能力とエネルギー発揮による生きがいづくりに繋がっていくと確信する。

このため、引き続き多様な地域ニーズや企業の求人状況などを適宜把握し、就業開拓を積極的に進めるとともに、行政機関と連携した公益的分野への進出・拡大も行い、請負・派遣の事業展開では、受注件数、契約金額、就業延人員とも前年度実績を上回ることを目指すこととする。

これを実現するためには、会員の拡大が基本的条件となるため、改正高齢法39条による業務拡大の活用及び高齢者活躍人材確保育成事業による就業体験、技能講習を通じた会員の確保が急務と考える。

また、新規加入者の確保と同時に退会希望者に対する個人面談、就業ニーズに応じた就業斡旋等退会抑止の対策を講じる必要がある。

事業実施計画

1 安全・適正就業推進事業

「安全は全てに優先する」を基本理念に、県内全域で安全就業対策を確実に効果的に実施するため、安全就業対策推進計画を策定し各種事業を展開する。また、安全就業の推進に係る指導、助言、研修、情報提供等を行うとともに、各センターと連携し会員の安全意識の醸成と啓発活動を進める。

事故数の減と重篤事故ゼロを目標とする。

具体的な内容は以下のとおりである。

(1) 安全・適正就業推進研修会の開催(7月)

ア 安全・適正就業の推進

- イ 安全・適正就業の事例・体験発表
- (2) 安全・適正就業強化月間の設定（7月）と啓発強化
- (3) 安全・適正就業パトロールの実施
- (4) 安全・適正就業推進委員会の開催
- (5) 事故状況の収集とその分析及び情報提供
- (6) 「適正就業ガイドライン」に添った業務運営

2 会員及び就業機会の拡大

(1) 会員の拡大

第二次会員 100 万人達成計画（平成 30 年度～平成 36 年度）で示された中長期計画の目標値の達成及び発注者からの要望に添うための会員の確保。

平成 31 年度末の目標会員数を 3,952 人とする。

具体的な内容は以下のとおりである。

- ア 連合会機関誌の発行
- イ シルバー事業普及啓発促進月間の活用（10月）
- ウ ハローワークを活用したシルバー事業説明会の実施
- エ ポスター、各種普及啓発用リーフレットの作成・配布
- オ 改正高齢法 39 条の業務拡大を活用した会員の確保
- カ 高齢者活躍人材確保育成事業と連携した会員の確保

(2) 就業機会の拡大

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、県内全域でシルバー事業を展開し、高齢者が県内いずれの地域でも自らの能力や希望に応じた就業機会を享受出来るよう就業分野の開拓・拡大に係る指導・助言、情報提供を行う。

具体的な内容は以下のとおりである。

- ア 就業機会開発委員会の開催
- イ 就業開拓推進員の配置（月 10 日勤務）
- ウ ホワイトカラー就業機会開発員の配置（月 10 日勤務）

3 交流・研修事業

シルバー事業の理念への理解や事業活動の充実・発展を図るため役職員及び会員を対象として資質の向上と知識の高揚を図るため会議・研修会を開催し、積極的に参加する。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 中国ブロック会長・事務局長会議（広島県）
- (2) 中国ブロック実務担当者研修会（広島県）

- (3) 鳥取県シルバー人材センター連合経験交流大会
- (4) 連合役職員研修会

4 シルバー労働者派遣事業

シルバー派遣事業の事業主体として、県内各センター実施事務所と連携し、高齢法並びに労働者派遣法等の関係法令に則し適切に推進する。改正高齢法 39条に基づく業務拡大により派遣先企業等の開拓、派遣会員の希望業種、職種の把握を行う。地域経済を支える側面から、人手不足となっている企業等への派遣も進める。

このため、国が設定した「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」を活用したシルバー派遣事業の推進を図る。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 派遣事業の適正な実施の指導
- (2) 派遣事業実施事務所との連携による適正な事業運営
- (3) 派遣事業運営委員会の開催
- (4) 派遣元責任者講習会への参加
- (5) 派遣事業の周知・啓発リーフレットの作成・配布

5 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者を対象に実施事務所を通じて有料の職業紹介による就業機会の提供を行うとともに求人事業所や求職者の広域調整、県内全域の有料職業紹介事業に係る統括管理を行い法令を遵守した適正な有料職業紹介事業を行う。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 職業紹介事業の適正な実施の指導
- (2) 職業紹介事業実施事務所との連携による適正な事業運営
- (3) 職業紹介責任者講習会への参加

6 福祉・家事援助サービス事業

センターが実施している介護周辺業務をはじめとする生活支援サービスは、少子高齢化が急速に進展する中であって、今後益々増加するものと予想される。

このため、シルバー派遣事業による保育・介護等新たな就業分野への取組などを踏まえ、会員の確保及び女性会員の就業機会創出を通じて本事業の底上げを図る。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 研修会の開催
- (2) 「福祉・家事援助サービス事業の手引」を活用した事業展開
- (3) 普及啓発

- ・本事業の広報リーフレットの作成等により啓発・情報提供

7 指導・相談事業

高齢者や地域社会のニーズに的確に対応するセンターの事業展開を支援するため、指導・助言・情報提供を行うとともに、センター役職員の資質の向上を図るため研修会等を行う。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 定期指導
 - ・「平成31年度シルバー人材センター事業指導事業実施要綱、実施要領」に基づく「シルバー人材センター指導マニュアル」による指導
- (2) 事業を円滑に推進するための全国及び県内の情報収集・提供
- (3) 事業推進に係る事務処理及び会計・経理処理の研修会の開催及び指導
- (4) 事業推進のためセンターが抱える業務を中心とした研修会の開催
- (5) (公社)全国シルバー人材センター事業協会主催の会議、研修会への参加

8 普及啓発事業

シルバー人材センター事業の目的や内容を県民各界・各層に広く周知し、理解を深めるため、あらゆる機会を捉えて広報に努める。特に10月の普及啓発促進月間には、地域社会・住民とふれあう機会を設定し周知・広報を行う。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 普及啓発促進月間の(10月)の実施
- (2) 就業開拓推進員及びホワイトカラー就業機会開発員により企業等訪問での周知
- (3) 年間を通じた広報活動の推進

9 高齢者活躍人材確保育成事業

地域の人手不足分野や現役世代を支える分野での担い手不足が喫緊の課題となっていることから高齢者の就業に必要な能力を習得させるため、就業体験及び技能講習を通じて高齢者、事業主双方の理解を深めることにより、センターにおける高齢者の一層の就業を促進する。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 本事業による新規会員目標数 30人
- (2) 本事業を利用し会員となった者の就業目標率 30%以上
- (3) 就業経験のない高齢者を対象とした就業体験及び技能講習の実施
- (4) 就業体験及び技能講習修了者に対する入会促進

10 関係団体との連携

鳥取労働局及び鳥取県並びに関係する行政機関や諸団体との連携・協力を努めながらシルバー人材センター事業の効果的な運営を図る。